

## 一般廃棄物の収集運搬業務の受託申請を受付けます

市では、「燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ・特殊ごみ・硬質ごみ」の収集運搬業務の受託を希望する法人または個人からの申請を受付けます。

### 申請資格の条件

- 勝山市工事等競争入札参加資格者名簿に登録された者で、市内に主たる営業所を有する業者。
- 受託者は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に適合するものとする。
  - 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員および財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有するものであること。
  - 受託者が廃棄物の処理および清掃に関する法律第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。  
(イ 成年被後見人若しくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの。ほかに、口からヌまでの項目があります。)
  - 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。
- 受託者は、一般廃棄物の収集・運搬に関する講習を受講する必要があります。
- 受託者は貨物運送事業法に基づく国土交通大臣の許可等を受ける必要があります。  
などの条件があります。

### 受託者数および使用車両

- 燃やせるごみ・資源ごみ  
受託者数 2業者  
使用車両 (1業者につき) パッカー車 (2t) 1台  
パッカー車 (5t) 1台
- 燃やせないごみ・資源ごみ・特殊ごみ・硬質ごみ  
受託者数 1業者  
使用車両 平ボディ車 (2t) 2台  
※重量は積載重量です

### 委託業務期間

平成18年4月3日から平成22年3月31日までの4年間

### 委託業務開始日

平成18年4月3日 (月)

### 申請受付締切日

平成17年11月15日 (火)  
※受託申請は、1業者あたり1業務に限定します

☎ 環境対策課 (☎内線262)

## Web アスベスト(石綿)について

アスベストによる健康被害が社会問題となっています。市や県ではアスベストに関する相談やお問い合わせの窓口を下記のとおり開設しておりますのでご利用ください。

勝山市 総合窓口 市民・環境部環境対策課

☎88-1111 (内線262)

勝山市ホームページ

<http://www.city.katsuyama.fukui.jp/>

福井県 総合窓口 安全環境部環境政策課

☎0776-21-1111 (内線2445, 2446)

健康に関する問合せ 奥越健康福祉センター

☎88-0359

建築物に関する問合せ 勝山土木事務所総務課 (建築グループ)

☎88-1600

労働安全衛生(健康管理手帳、健康診断、労災補償など)に関する問合せ

大野労働基準監督署 ☎66-3838

アスベストに関するホームページ

<http://info.pref.fukui.jp/kankyuu/asbestos.html>

### 「アスベスト」とは……

アスベストは天然にできた鉱物繊維で、耐熱性、防音性、耐薬品性等に優れた特性があることから、建設資材、電気製品、自動車等さまざまな用途に使用されてきました。

アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した場合に危険であるといわれています。鉄骨や壁、天井などに吹き付けられた剥き出しの状態のものが劣化等により飛散し、肺の中に入ると、組織に刺さり、15~40年の潜伏期間を経て肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こす恐れがあります。

## いつもあなたのそばで、サポートします!

### 「勝山市子育て支援ガイドブック」ができました

明日の勝山市を担っていく子どもたちが、健やかに生まれ育つことは私たちすべての願いです。

市では、さまざまな子育て支援施策をまとめた「勝山市子育て支援ガイドブック」を作成しました。

このガイドブックには、児童手当や乳幼児医療費、地域の取り組みなどの情報が掲載されています。

子育てについて、困ったり、悩んだりしたときは、ぜひ、このガイドブックをご覧ください。きっと、知りたかった情報や解決方法が見つかると思います。

なお、このガイドブックは、保育園や幼稚園を通じて、各家庭に配布するほか、妊娠届の際に、お渡しする予定です。

そのほかにご希望される場合は、担当課までお問い合わせください。

☎ 福祉・児童課 (☎内線111)

母子手帳サイズのガイドブック



## 消費者センターだより

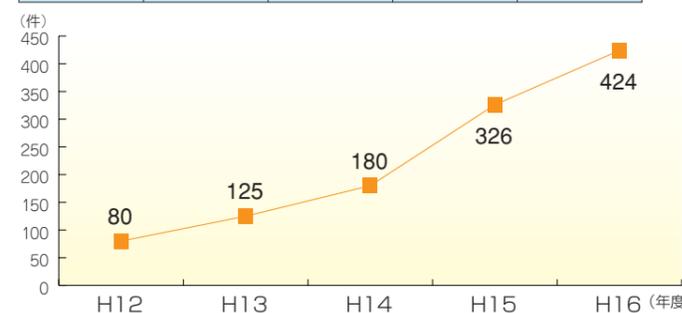
☎ 消費者センター (☎内線255)

## 高齢者を狙う点検商法や、SF(催眠)商法、覚えのない請求ハガキや、携帯電話・パソコンのトラブル……

過去5年間の相談件数の推移

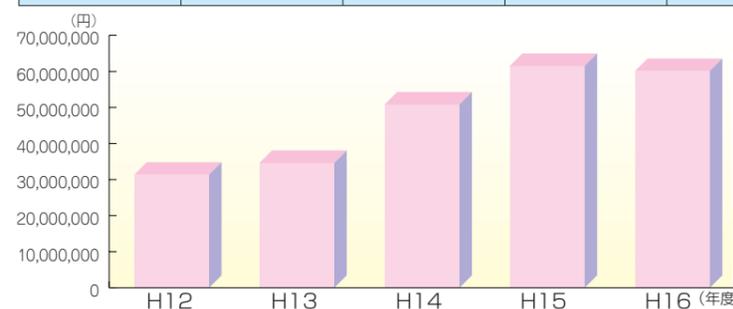
(単位:件)

H12	H13	H14	H15	H16
80	125	180	326	424



契約・購入金額も年々増加しています。(クーリング・オフなどで返金があったものも含まれていますので、契約・購入金額=被害額ではありません。)(単位:円)

H12	H13	H14	H15	H16
31,351,348	34,614,566	50,825,552	61,530,139	60,115,108

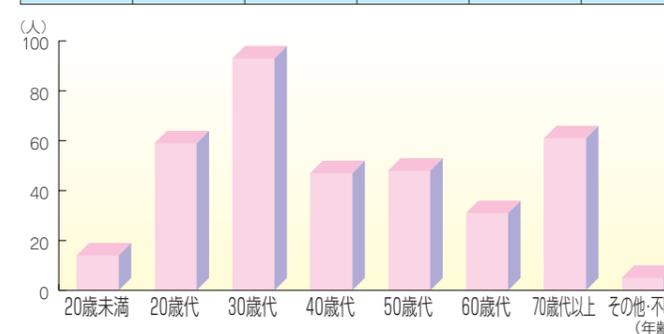


被害にあうのは「高齢者だけ」だと思いませんか?動きざかりの30歳代が一番相談件数が多いのです。

(年代別相談件数)

(単位:人)

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	その他・不明
14	59	93	74	48	31	61	5



- まず聞こう「名前と目的」
- うまい話にご用心
- 不要ならはっきり言おう「いりません」
- 買う前に家族・知人にまず相談
- 『簡単に書くな名前 押すな印鑑 はっきり聞こう契約内容』
- 8日間うまく使おうクーリング・オフ



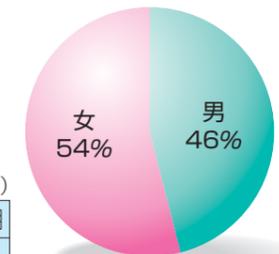
「こんな相談が多いの!」  
一番多い相談は  
●「覚えのない書面(請求ハガキや裁判をほのめかすハガキ)が届いた」(253件)と1つものだった。  
その他  
●違法な金利を請求してくる金融会社と契約してしまった。  
●認知症の母が高額な床下工事などを次々と契約していた。  
●無料の商品をもらっているうちに、高額な布団を契約してしまった。クーリング・オフしたい。  
●昔、パソコン教材を売った業者だと名乗って、契約を終了させるためにさらにお金を要求してくる……など。  
被害防止への当センターの取り組み  
●出前講座(20回)、街頭キャンペーン、アドバイザーおよび団体の育成学習会等開催など。

近年、特定商取引に関する法律や消費者契約法、消費者基本法など、さまざまな法律が改正・制定されています。それに基づき、消費者は契約の公正性を考え、主張したり、消費者センターや警察など相談機関へ相談したりすることができますが、消費者ひとりひとりが日ごろから気をつけることが、一番重要です。

## 平成16年度 消費生活に関する相談は

商品・サービスの自由化・多様化に伴い、消費者と事業者の間にある情報・交渉力の格差を背景に、消費生活トラブルが増加しています。勝山市消費者センターでうけた消費生活に関する相談は、昨年一年間で424件ありました。グラフのとおり件数は年々増加しています。3年前と比べると2・3倍もの増加です。

# 424件!



男女別で見ると、大差はありません。